

質問回答

| 令和7年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等維持管理業 [一般競争入札方式] | |
|---|--|
| 質問 | 回答 |
| 1 仕様書4(1) ウについて 施設維持管理者が来館された方に対して行う「必要な広報」業務には、どのようなものがあるのでしょうか。 | 本業務の対象となる田貫湖ふれあい自然塾の施設の安全面及び維持管理、収益事業に関する事項の内、来館者に知らしめることが必要だと思われる内容が当たります。具体的には、施設の臨時閉館や清掃、展示の休止のお知らせなどが想定されます。 |
| 2 仕様書4(1) エについて 運営会総会開催時の会議資料の印刷費用は本業務請負料より支出することになるのでしょうか。(当該支出は運営会が負担するものではないのでしょうか) | 運営会の事務局作業の補助として、本業務の中で印刷するものです。 |
| 3 仕様書4(2) ウについて 「簡易的な補修」と「簡易的ではない補修」の区分判断の基準をご指導ください。 | 簡易的な補修とは、機器のバッテリーの交換や木柵への防腐剤の塗布など補修の実施に当って専門的な知識や技術を有しなくても実施できるもの、簡易的ではない補修とは、補修に当たり専門的な知識や技術が必要なものを想定しています。 |
| 4 仕様書4(2) ウについて 施設維持管理者は、遊歩道(人立ち入りエリア)を含む「園地区画」並びに「湖岸園地区画」範囲全ての支障枝等の剪定及びつる草を除去することが求められ、またその管理責任を問われるのでしょうか。 | 本項目は、利用者が安全快適に利用できるよう必要に応じて清掃、草刈り及び簡易的な補修等の維持管理を行うことを定めたものであり、園地区画及び湖岸園地区画内であっても、利用者の利用が想定されていない範囲に関しては維持管理の対象外となり、その管理責任を問われるものではありません。 |
| 5 | |